

広島県選挙管理委員会告示第三十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があった。

平成二十一年七月二十一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定 施 設		変更 事項	変更 後
病 院	種 類	名称	介護老人保健施設 ひうな荘
老人保健施設 ひうな荘	名 称	所在地	
広島市南区日宇那町三 〇番一号	所 在 地	名称	